

北海道江差高等学校 令和6年度 いじめ防止基本方針

—すべての生徒が生き生きとした学校生活が送れるように—

◆ はじめに ◆

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せています。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

このため、本校では、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」をここに作成しました。

まずは教員一人一人が本方針に沿った対応を確実に行之、すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていきます。

◆ も く じ ◆

第1部 教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方…………… 1

- 1 いじめとは
- 2 いじめの基本認識
- 3 いじめの内容・要因・解消

II 未然防止…………… 3

- 1 生徒や学級の様子を知るためには
- 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには
- 3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには
- 4 保護者や地域の方との協力体制

III 早期発見…………… 4

- 1 教職員のいじめに気付く力を高めるために
- 2 いじめ発見のきっかけ
- 3 いじめが見えにくい要因
- 4 早期発見のために
- 5 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

IV 早期対応…………… 6

- 1 いじめ対応の基本的な流れ
- 2 いじめ発見時の緊急対応
- 3 いじめが起きた場合の対応
- 4 迅速に対応するためには

V ネット上のいじめへの対応 …………… 8

- 1 ネット上のいじめとは
- 2 未然防止のために
- 3 早期発見・早期対応のためには

第2部 組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備 …………… 11

- 1 いじめ防止対策委員会の設置
- 2 資質の向上を図る研修の計画的な実施

II いじめが起きた場合の組織的対応の流れ …… 13

第1部 教職員マニュアル

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめとは

○いじめの定義を理解する

いじめ防止対策推進法 第二条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む必要があります。いじめには様々な特質がありますが、教職員は、以下の①～⑧の基本的な認識を持っていじめ問題に対応します。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの内容・要因・解消

(1) 具体的ないじめの内容（態様）については次の①～⑧のようなものを想定していますが、それ以外についても「1」の定義に沿って判断します。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※ 行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、警察との連携を含めて毅然とした対応をとります。

(2) いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ① 生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるもので、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ② 単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いのものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ 加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④ 背景には、イライラ感や無気力感を伴うストレス、友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因、競争的な価値観などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤ 生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければならない。生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る。

(3) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（最低3ヶ月）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

※ 上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒を、日常的に注意深く観察します。

Ⅱ 未然防止

1 生徒や学級の様子を知るためには

① 教職員の気づきを基本とし、家庭との情報共有に努める

生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切と考えます。生徒と場を共にする中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていきます。また、家庭と連絡をとる際に生徒の様子を伺うなど、家庭での生徒の状況把握に努めるとともに、家庭との情報共有を積極的に行います。

② 実態把握の方法

生徒個々の状況や学級・年次・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てます。そのため、状況に応じて生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対する心理尺度等を用いた調査等を実態把握の方法として活用します。また、配慮を要する生徒の進級や進学、転学に際して、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行います。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒達が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」に取り組みます。生徒は、周りの環境によって大きな影響を受けます。教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つであり、教職員が生徒達に対して愛情を持ち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの未然防止の大きな力になると考えます。

① 生徒のまなざしと信頼

生徒は、教職員の言動に目を向けており、教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があると考えます。教職員は、生徒達の良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努めます。

② 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を年次や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切と考えます。校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進していきます。

③ 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、年次・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを意識します。また、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験をさせ、教職員が温かく声かけをすることにより自己肯定感の醸成に努めます。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

豊かな心を育成するため、人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々ななかかわりを深める体験教育を充実させます。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させるとともに、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育む取組を推進します。また、多様性を理解し、尊重し合える集団づくりに努めます。

② 道德教育の充実

いじめは、未発達な考え方や道徳的判断力の低さが要因になることから、学校全体で道德教育の充実を図ります。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであることから、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てます。

4 保護者や地域の方との協力体制

いじめの未然防止には、保護者や地域の方との協力が不可欠です。日常的な関わりの中で、信頼関係が醸成できるよう努めます。また、PTAの各種会議や学校運営協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けるほか、いじめのもつ問題や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・年次だより等による情報発信を行います。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期の発見が早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めます。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいということを認識した上で、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないよう努めます。

また、生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携しながら情報収集にあたります。

1 教職員のいじめに気付く力を高めるために

① 生徒の立場に立つ

一人一人の個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行うとともに、生徒の言葉を受け止め、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢を持って対応します。

② 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気付き、生徒の些細な言動や、表情の裏にある心を感じとるよう努めます。そのため、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを持って生徒に接します。

③ 当事者意識をもって生徒の話を聞く

生徒からの情報収集においては「軽微なもの」と安易に捉えず、生徒の立場や心情に寄り添って対応します。

2 いじめ発見のきっかけ

- | | | |
|------------|--------------|---------------|
| ①学級担任が発見 | ②担任以外の教職員が発見 | ③アンケート調査などの取組 |
| ④本人からの訴え | ⑤本人の保護者からの訴え | ⑥他の生徒からの情報 |
| ⑦地域住民からの情報 | | |

※ 高等学校での教職員による発見は、教科担任制であることから、担任以外が発見が多くありますので、教職員間の情報共有を確実にしています。

3 いじめが見えにくい要因

次の①～⑤を踏まえていじめの認知に努めます

① いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われる傾向があります。

- ・無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われることがあります。《時間と場所》
- ・遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態もあります。《カモフラージュ》

② いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている生徒には、いじめを受けたことを認めたくない、保護者に心配をかけたくない、訴えても大人は信用できない、訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。

③ ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えません。家庭で「メール等着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があること、いじめが疑われる場合は学校へ相談することについて、保護者に周知します。

④ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もある

「けんか」やグループ内での「ふざけ合い」のような行為でも、表には現れにくい心理的な被害が生じている可能性があります。

⑤ 家庭や地域での状況を積極的に把握する必要がある

校外での生徒の様子から、いじめの認知に至ることがあります。保護者や地域との信頼関係を構築し、円滑に情報共有が行われることも、いじめの認知の重要な要素です。

4 早期発見のために

① 日々の観察 ～生徒がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配ります。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けます。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をします。

② 観察の視点 ～集団を見る視点～

学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握し、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたります。

③ 教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

教職員の声かけ等により、生徒達が日頃から気軽に相談できる環境をつくります。また、期間を設定して全教員による全生徒に対する面談を行うなど、教育相談の機会を設定します。

④ いじめ実態調査アンケート

定期的に行う年2回の調査に加えて、必要に応じてアンケートを実施します。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施します。

5 相談しやすい環境づくりをすすめるために

生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払います。

【教育相談・生徒指導体制】

【主な取組】

- ・相談フォームのQRコードを配布・掲示し、毎日チェックしています。
- ・相談BOXを設置しています。
- ・スクールカウンセラーによる面談機会を年8回設定しています。
- ・長期休業明けに全員対象に健康調査アンケートを行います。
- ・全ての生徒が希望する先生に相談できる機会を設定しています。

① 本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えます。保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供するなど、具体的に心身の安全を保証するための方策をとります。

●事実関係や気持ちを傾聴する

事実関係を客観的に把握するとともに、訴えの内容や気持ちをゆっくりと聞きます。

② 周りの生徒からの訴えには

- いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生しないよう、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止めます。また、情報の発信元は、絶対に明かしません。

③ 保護者からの訴えには

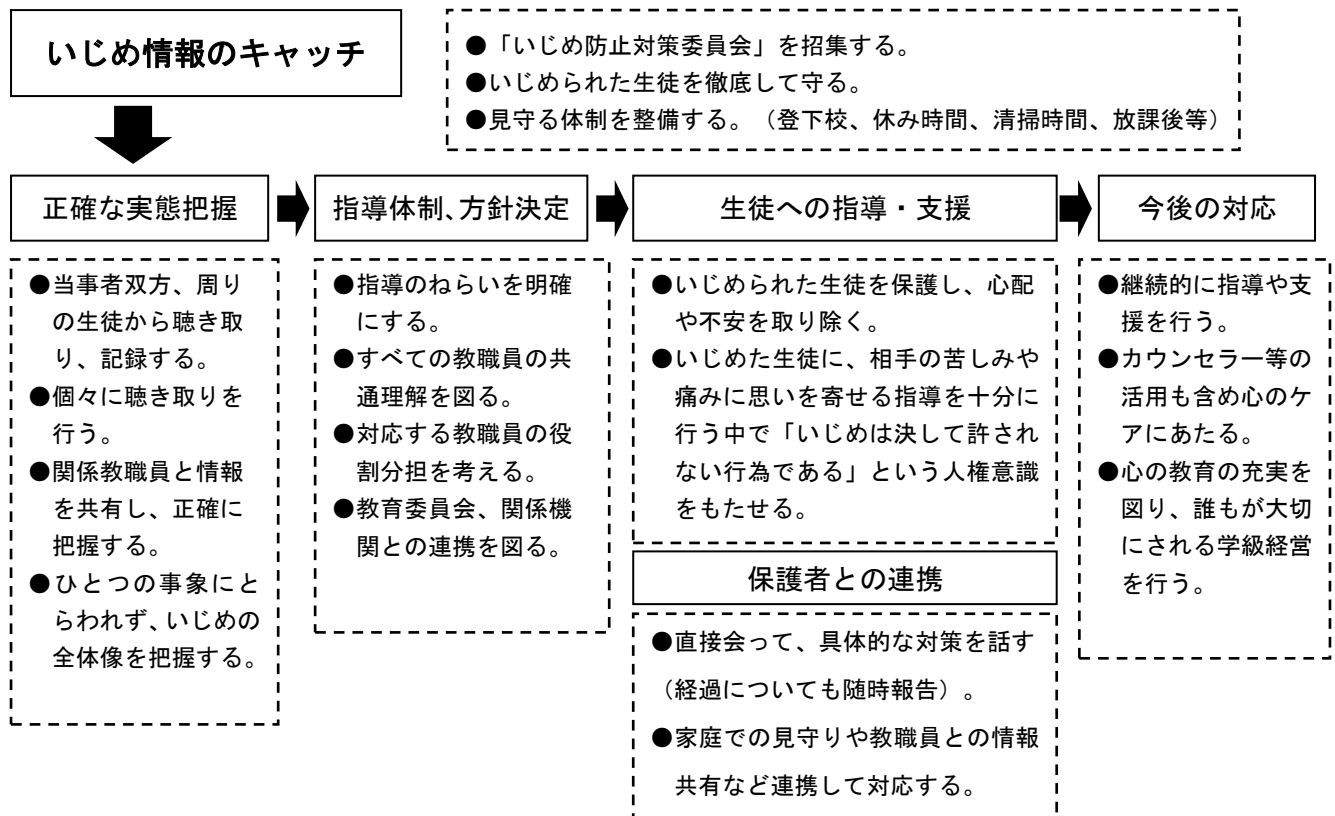
- 保護者がいじめに気付いた時に、すぐに学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係の構築に努めます。
- 保護者の意向を踏まえながら、教職員が直接生徒から事実を確認します。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、速やかに適切な対応をします。

いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて年次及び学校全体で組織的に対応します。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的な見守りを行います。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場でいじめを止め、いじめにかかわる生徒に適切な指導を行うとともに、学級担任、年次主任、生徒指導担当（いじめ対策委員会）に連絡し、管理職を含めて情報を共有します。

① いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行います。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。また、保護者にも速やかに情報を提供します。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応するとともに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか？【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？【期間】

要 注 意

生徒の個人情報は、その取扱いに十分注意します

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた生徒に対して

(1) 生徒に対して

- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を前提に、安心して話ができる環境を整えます。
- 事実確認とともに、つらい今の気持ちをゆっくり聞きます。

(2) 保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝えます。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について確認します。
- 解決に向けて継続して家庭と連携を取ります。
- 家庭で生徒の変化について些細なことでも共有します。

② いじめた生徒に対して

(1) 生徒に対して

- いじめた気持ちや状況・背景などについて十分に聞き、理解した上で「いじめは決して許されない行為である」ことを指導するとともに、いじめる原因を取り除くための指導を継続的に行います。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させるよう毅然と粘り強く指導します。

(2) 保護者に対して

- 正確な事実関係に加え、いじめられた生徒や保護者気持ちを伝え、よりよい解決を図るための対応について共有します。
- 「いじめは決して許されない行為である」ということについて、家庭での指導をお願いします。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考えます。

③ 周りの生徒達に対して

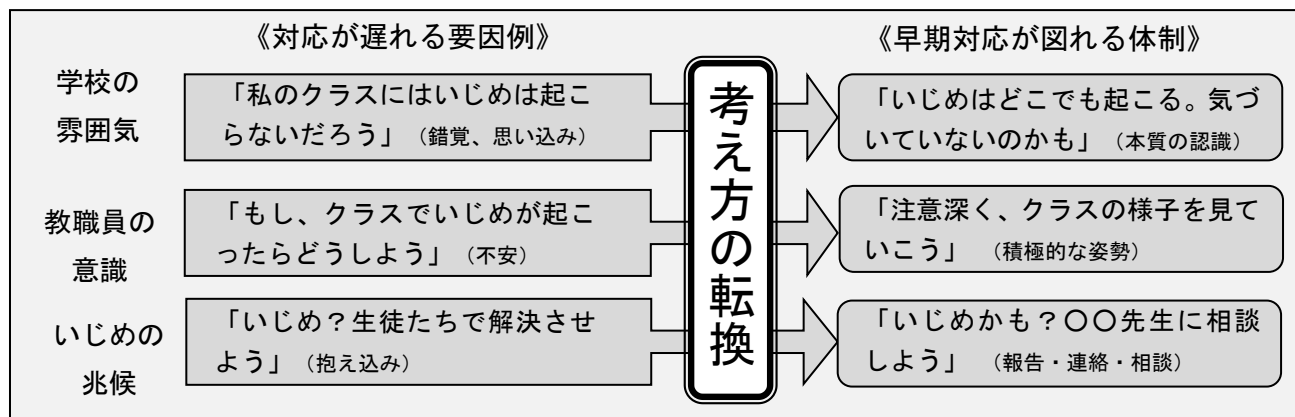
- 学級及び年次、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- 「いじめは決して許さない」という意識を、学級・年次・学校全体で共有します。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることであることを理解させます。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

④ 継続した指導

- いじめが解消した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- 教育相談などで積極的に関わり、その後の状況についての把握に努めます。
- カウンセラーや関係機関の活用を含め、必要に応じた心のケアにあたります。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止及び根本原因の除去のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない集団づくりを目指します。

4 迅速に対応するためには

考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みます。



V ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を行います。

未然防止のため、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行います。早期発見のため、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者と連携します。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応します。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン、ゲーム機や音楽プレイヤーを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものです。

ネット上のいじめの特殊性による危険

- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導（１年次におけるケータイ安全教室など）を行っているところですが、それだけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力した指導を行います。

〈未然防止の観点から〉

- 生徒のパソコンや携帯電話等について、フィルタリングだけでなく、生徒を危険から守るための指導や、家庭でのルールづくり（ペアレンタルコントロールアプリの使用も有効）を学校、家庭が協力して行います。

※ ペアレンタルコントロールアプリ

保護者が、子供が使用するスマートフォンの利用（通話時間や時間帯、アプリケーション利用可能時間）をパスワード設定により管理できるソフトウェア

- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持たせる。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に相手に深刻な影響を与えることを指導する。

〈早期発見の観点から〉

- 家庭でメールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気付いた際には躊躇なく問いかけ、速やかに学校へ相談し、情報を共有する。

〈情報モラルに関する指導について〉

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

【トラブルにつながる心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
誰にも気づかれず、見られていないから…
あの子がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちたい…

3 早期発見・早期対応のためには

- ネット上の書き込みや画像等への対応については、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。

〈書き込みや画像の削除〉

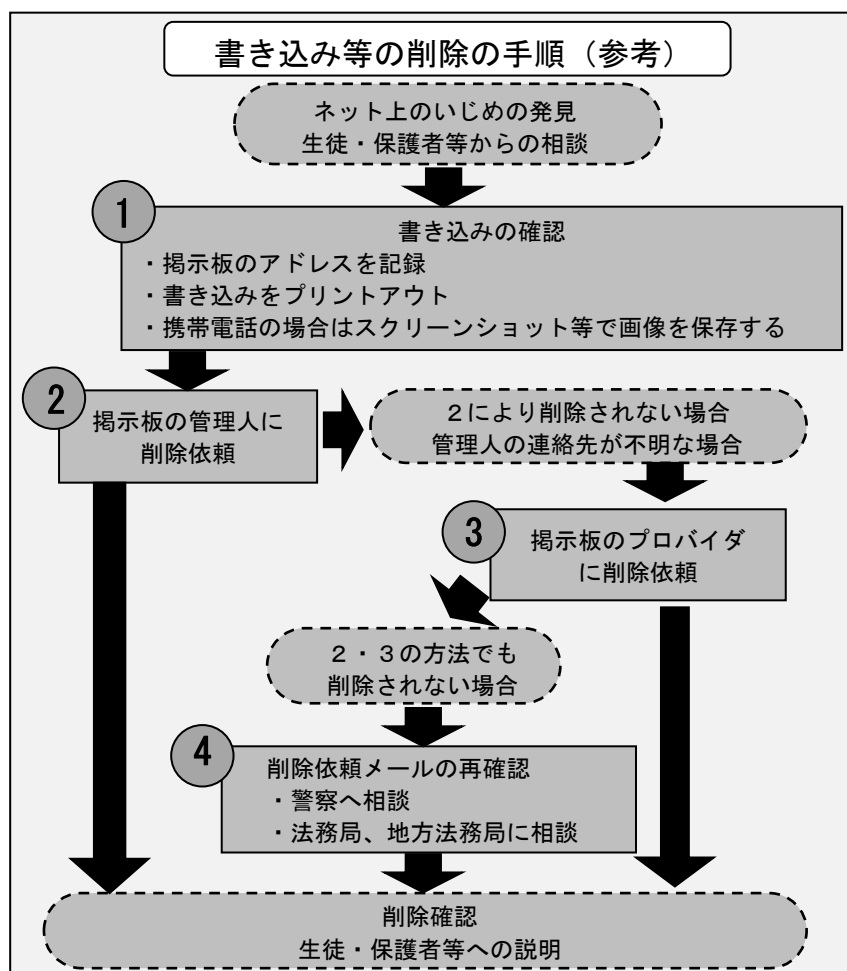
被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

※ ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要です。

※ 情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要があります。



第2部 組織対応マニュアル

I いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行います。そのため、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開します。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行っています。

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、生徒指導部、当該年次主任、を構成員として設置します。なお、事案等に応じてスクールカウンセラーに参加していただくなど構成員を柔軟に編成します。

① 対策委員会の役割

●いじめの未然防止

- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

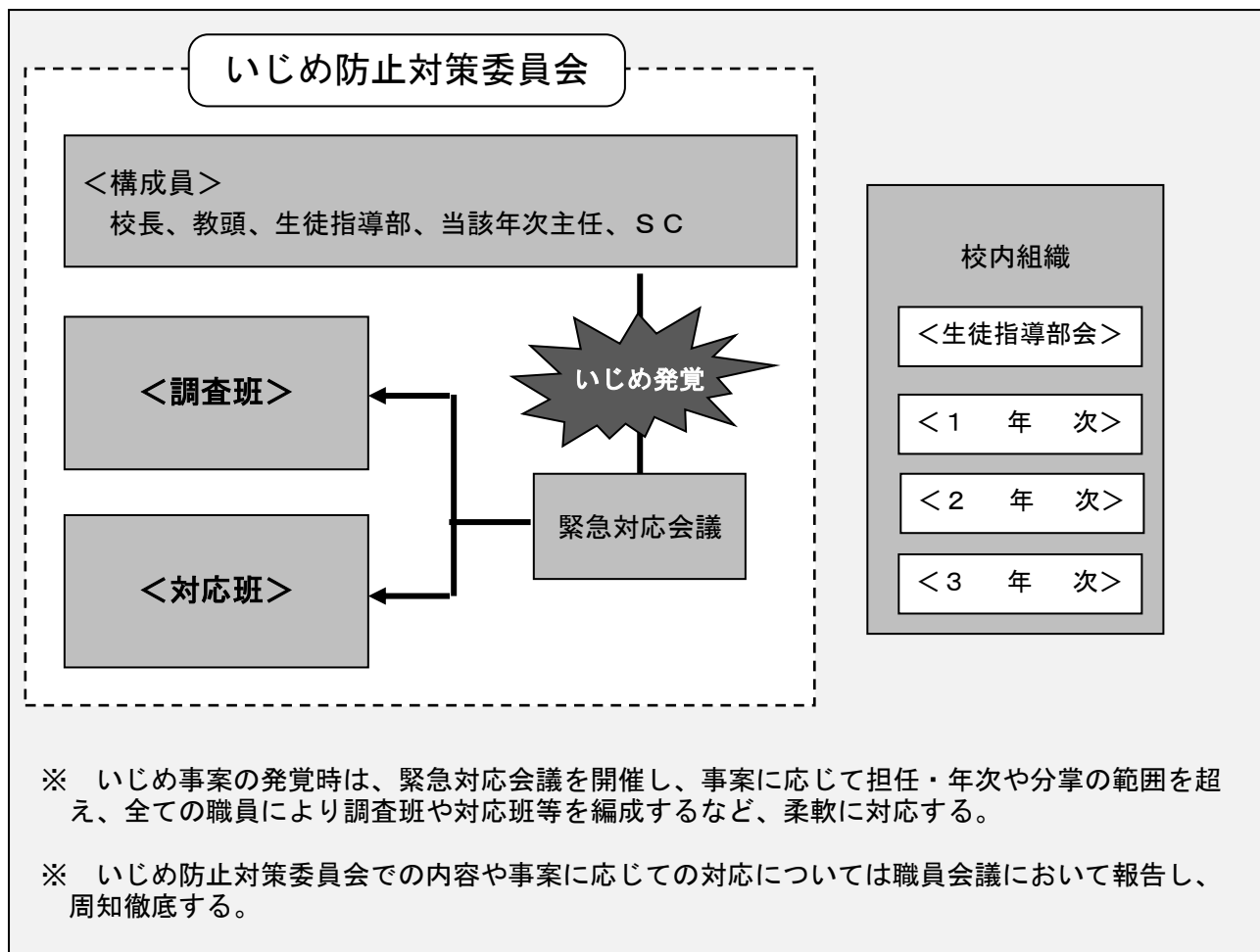
●いじめの早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有に努める。
- ・ 関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

●組織的対応

- ・ いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う。
- ・ 被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ防止対策委員会」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う。
- ・ PTAの各種会議や学校運営協議会等におけるいじめに係る意見交換を行う中で、「ヒヤリ・ハット事案」を共有し、助言を求めるなど、外部組織と連携した対応を行う。

② いじめ防止対策委員会組織図



2 教職員の資質の向上を図る研修の計画的な実施

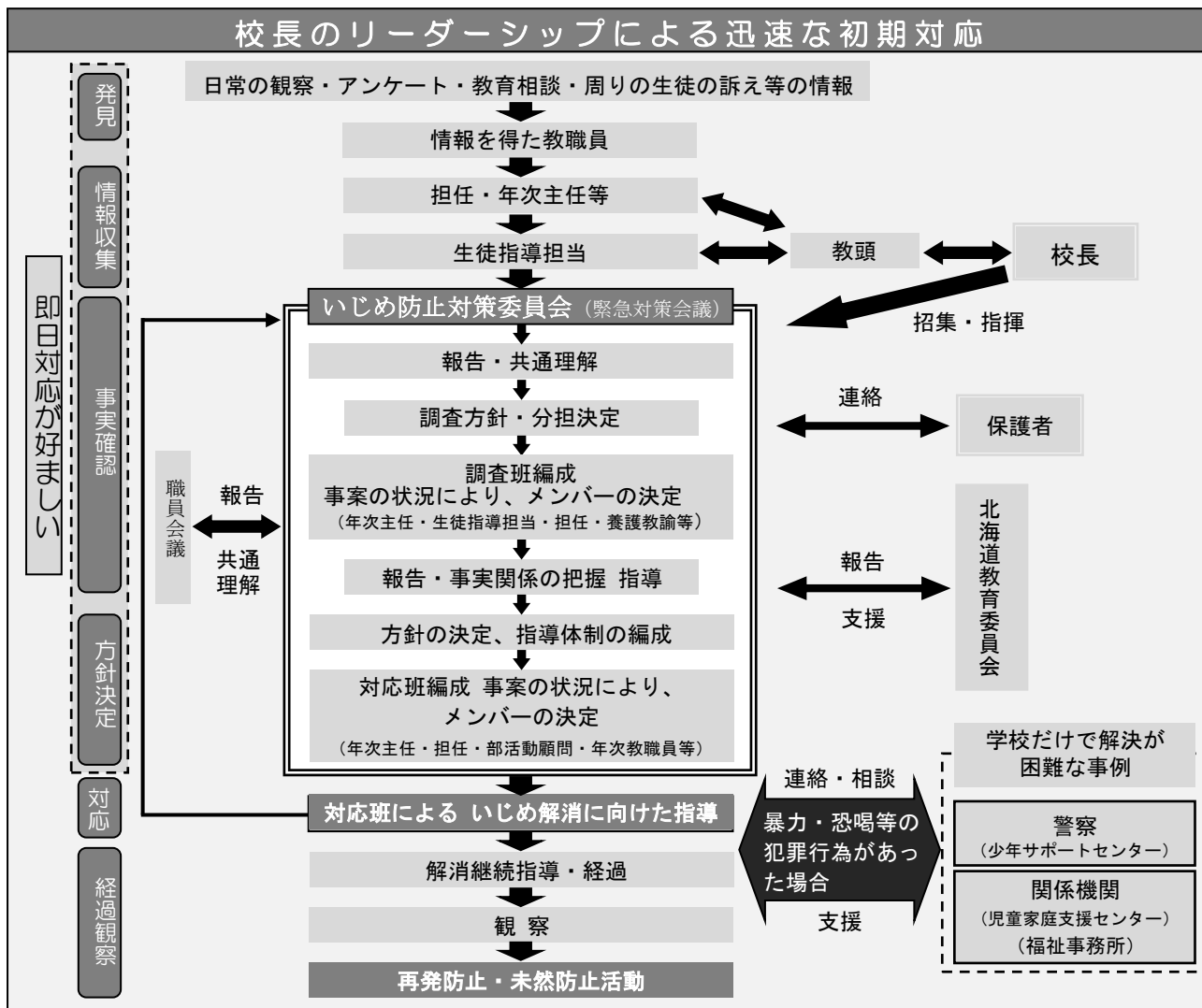
【主な取組】

- ・ 初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修を計画的に実施します。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師とした研修を実施します。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等について、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

Ⅱ いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、年次及び学校全体で対応します。

そのため、いじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、全体で共有した上で組織的に取り組みます。



※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

生命又は身体のおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- 速やかに道教委、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、年次及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。